

予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

(目的)

第1条 近年、予防行政においては、高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進、小規模な福祉施設や医療施設、直通一階段の雑居ビルにおける重大火災を踏まえた防火安全対策の充実強化に取り組んでいる。

また、消防法令上の手続き及びアナログ規制に係るデジタル化や、防火対象物における諸業務の自動化・省人化、カーボンニュートラル等に伴う木質系の建材利用の増加、環境規制に伴う消火剤に用いられる化学物質の制約、外国人旅行者の増加等といった変化への対応も求められている。

こうした予防行政をめぐる状況を踏まえ、新たな諸課題について総合的な検討を行うため、「予防行政のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 火災被害の実態を踏まえた、火災予防の実効性向上に関すること。
- (2) 予防行政におけるデジタル技術の活用に関すること。
- (3) 防火対象物における状況の変化に応じた防火安全対策のあり方に関すること。
- (4) その他今後の予防行政の基本的な方向に係る諸課題に関すること。

(検討会)

第3条 検討会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する委員によって構成する。

- 2 検討会には、委員長を置く。また、検討会には、委員長の指名する副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、検討会を総括する。
- 5 委員長に事故のある場合は、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 7 検討会には、部会を置くことができる。なお、部会の運営に関する事項は、消防庁予防課長が別に定める。

(検討会公開の原則)

第4条 検討会の会議は、原則として公開する。ただし、委員長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までと

する。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日に定めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行する。